

TM&ARG

Discussion Paper No. 163

在外米軍調達におけるアビリティワン・プログラムの
実装構造
—日本・韓国・ドイツでの三か国比較分析—

和田茂憲・西出優子・プリングル コーリー

2026 年 10 月 2 日

TOHOKU MANAGEMENT & ACCOUNTING RESEARCH GROUP

Discussion Paper

GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS AND
MANAGEMENT TOHOKU UNIVERSITY
27-1 KAWAUCHI, AOBA-KU, SENDAI,
980-8576 JAPAN

在外米軍調達におけるアビリティワン・プログラムの実装構造

—日本・韓国・ドイツでの三か国比較分析—

和田茂憲・西出優子・プリングル コーリー

要旨

本研究は、米国連邦調達で視覚障害者および重度障害者の雇用を促進するアビリティワン・プログラムが、在日・在韓・在独米軍の公共調達でどのように実装されているかを比較分析する。制度理論を主軸、資源依存理論を補完的視角とし、制度的正統性が実質的なプログラムの普及をもたらすのか、現地の供給基盤や調達条件によって実装が限定かつ偏在化するかを問う。三か国の15年間の契約データを USAspending から抽出し、年度推移、件数・金額、発注組織、受注者、品目、入札手続を比較した。結果、当該契約は日本50件、韓国2件、ドイツ23件確認されたが、各国の米軍調達全体に占める比率は件数・金額とも極めて小さく、特定の軍種・基地、受注者、品目、契約形態に集中していた。同制度は在外米軍調達で形式的に存続する一方、軍種・基地ごとの需要構造や契約実務上の制約のもとで、限定的かつ選択的に実装されていることが示唆された。本研究は、社会的価値を伴う公共調達制度を、実装分布の観点からも捉える必要性を示す。

キーワード：アビリティワン・プログラム、公共調達、制度理論、資源依存理論、社会的価値

1. はじめに

公共調達は、政府が必要な物品やサービスを取得するための手段であり、雇用、地域経済、社会的包摂、環境、イノベーション等の目標を達成するための政策手段である（Flynn and Davis, 2014; Arrowsmith, 2010）。それは、SDGs といった社会的価値を制度化し契約条項に明記することでも実現し（和田, 2024）、政府調達に興味がある企業の CSR 志向や企業行動に影響を及ぼす（Snider et al., 2013）。社会的企業の公共調達参入に関しては、法令で適用されているにもかかわらず、調達機関職員の認識不足もあり依然として低いことが指摘されている（Pirvu et al., 2016）。また、公共調達研究全般では、理論的基盤を伴う研究割合は高くなく（Flynn and Davis, 2014）、制度の存在・運用・実装を一元的に説明する研究は限定されている。

公共調達では、法令、規則、政策による制度的な正統性（legitimacy）と、契約実務の現場での実装（implementation）との間で、乖離があることが想定される。そのため社会的価値を伴う公共調達研究では、制度の正統性と現場の実装を同時に捉える理論的視角が必要であり、本研究では、制度理論を主軸、資源依存理論を補完的視角として採用する。制度理論に関して、DiMaggio and Powell（1983）は、組織が強制的、規範的、模倣的圧力のもとで同型化していくことを示し、

Zucker (1987) は、制度化された要素への適合が組織の正統性と存続可能性を高めることを主張している。

アビリティワン・プログラム（以下、アビリティワン）は、社会的価値を伴う公共調達制度的な正統性と、調達現場での実装を検証するうえで好適な事例である。アビリティワンとは、米国連邦調達における視覚障害者や重度障害者の雇用機会を創出する制度であり、連邦調達を障害者雇用政策に結びつける代表的な仕組みである（Feldblum, 2025; Kim et al., 2025）。米国本土以外の在外米軍調達という文脈では、アビリティワンがどの程度、どのような形で実装されているかは解明されていない。ここに公共調達での社会的価値の実装を考察するうえで、アビリティワンを研究対象とする意義がある。在外米軍調達では同一制度であっても、米軍駐留ホスト国での供給基盤、軍種や基地ごとの需要構造、物流や基地アクセスの制約、契約の特徴、契約事務所の運用能力、地位協定が異なり（和田, 2025a; 和田, 2025b）、米国内の制度運用をそのまま在外米軍で再現されているとは限らない。特にサービスや建設のような現地履行能力が求められる契約では、ホスト国で正式に操業を許可され事業を行えるかが、入札参加の前提条件となる。

本研究の目的は、制度としての正統性を有するアビリティワンが、日本・韓国・ドイツに駐留する在外米軍調達において、どのような実装状況となっているのかを、三か国の比較分析により明らかにすることである。これにより、制度の正統性がそのまま実装の広がり意味着のか、それとも現地の供給基盤や調達条件によって限定的かつ偏在的になるのかを問う。

この課題に対し、本研究は米国政府公開データソースである「USAspending」の15年間の調達データを用い、在日・在韓・在独米軍によるアビリティワン関連契約を比較分析する。分析では、規模と継続性、組織分布、供給基盤、入札手続の4つのカテゴリーで整理し、在外米軍調達におけるアビリティワンの実装状況を記述的に把握する。そのうえで、次章で示す理論的枠組みに基づき、制度の存続と実装状況を解釈する。

本研究の学術的貢献は、アビリティワンを日本・韓国・ドイツの在外米軍調達という比較文脈で扱い、その実装分布を体系的に示す点である。公共調達を通じた社会的価値制度の分析を、制度の存在ではなく、実際の規模と継続性、組織分布、供給基盤、入札手続の観点から検証する。また、在外米軍調達という特殊な環境下で、どのような制約のもとで運用されるのかを考察し、公共調達研究とアビリティワン研究の双方に比較視角を提供する。

本稿の構成は次のとおりである。第2章では、アビリティワンを中心とする関連研究を整理したうえで、制度理論と資源依存理論を基礎とする理論的枠組みと分析視角を提示する。第3章で

は研究方法と扱うデータを説明し、第4章で比較分析の結果を示す。第5章ではその結果を理論的に考察し、第6章で結論として、学術的貢献・実務的含意・限界と今後の展望を提示する。

2. 先行研究と理論的枠組み

2.1 先行研究

本研究の対象であるアビリティワンに関する既存研究は、主として米国内制度としての運用、障害者雇用効果、制度改革の方向性に焦点を当ててきた。Feldblum (2025) は、連邦調達で購入力を活用して重度障害者の雇用を拡大する制度としてアビリティワンを捉え、その制度的意義と近代化の必要性を論じている。Kim et al. (2025) は、アビリティワン参加非営利企業で働く労働者の雇用、所得、労働時間のデータを用いて、最低賃金引き上げが障害者の労働市場成果に及ぼす影響について論じている。これらの研究は、アビリティワンが米国以外の在外米軍調達という文脈でどの程度、どのように実装されているのかについては論じていない。

そこで重要なのが、政府と非営利組織の契約に関する研究である。Bennett and Savani (2011) は、慈善団体が政府契約への依存が本来の使命からの逸脱を引き起こすとしながら、戦略的に受け止める可能性も示した。福祉改革の下で政府契約によって要求されるビジネス志向について、Alexander et al. (1999) は、小規模非営利組織の適応能力の限界を論じている。政府資金を獲得しやすい非営利組織向は、官僚制志向で、政府と領域的に一致し、政府資金の長期獲得歴がある (Lu, 2015; Dong and Lu, 2021) 。また、O'Regan and Oster (2002) は、政府資金の水準に応じて非営利組織の理事会行動に有意な差異があることを主張した。政府と非営利組織との関係では、Abzug and Webb (1999) は非営利組織が多様なステークホルダー的位置を占めるとし、Witesman and Fernandez (2013) は、政府職員が営利企業よりも非営利組織を信頼し、裁量権の付与に差が生じることを示した。これら先行研究では、非営利組織への公共調達が理念的親和性だけで成立するのではなく、履行能力、組織能力、行政適合性、統制可能性に媒介されていることがわかる。この観点からも、アビリティワンは、政府が非営利組織を通じて広く社会的価値を普及させる調達制度であることが伺える。

社会的価値をめぐる公共調達研究も、本研究の位置づけにとって重要である。先住民事業者への発注を優先する調達政策の分析から、Denny-Smith et al. (2024) は、対象のステークホルダーである先住民を関与させずに社会的価値の設計と評価を継続することへの潜在的なリスクを主張している。Troje and Gluch (2020) は、社会的調達が現場レベルで機能するには、従来業務と新たな

な社会的要請との間で相当な調整が必要であると論じている。Gidigah et al. (2022) は、社会的価値には単一の定義がなく、調達・技術・積算担当者など、立場の違いで理解が分かれうることを示している。Selviaridis et al. (2023) も、社会的価値が調達戦略、組織間構造、供給者管理、能力開発、ならびに業績評価を通じて創造されることを明らかにした。さいごに Lonsdale and Le Mesurier (2024) は、社会的価値の実装には制度理念に加えて、専門人材、内部調整、ツール、ネットワーク、研修といった調達機関の能力形成が必要であると論じている。

その他の公共調達を論じる研究も、本研究を補強する。USAspending 発注データを用いた論文では、Acikalin et al. (2025) が、米国公共調達においてイノベーション関連契約は全体のごく一部で、中小企業は継続参加に困難を抱えることを示した。Liu et al. (2020) は、制度理論などを基に、中小企業配慮型公共調達において、規制や政策だけでなく非政府ステークホルダーやトップマネジメントの関与の重要性を説いた。Genovese et al. (2020) は、資源依存理論をベースに、公共調達プロジェクトの供給網設計とパフォーマンスが、政府、元請、下請、地方自治体の力関係に左右されることを示している。これらの研究は、公共調達が政策手段として潜在力を持つ一方、その実現可能性が供給側資源や市場構造にも制約されることを示している。また、公共調達は、契約の種類、市場状況、調達管理能力、提供サービスの性質によっても異なることが示されている。Hefetz and Warner (2012) は、サービス、市場、市民、場所の各特性が、外部委託か公共提供かを決定すると主張した。Rendon et al. (2012) は、米国防総省のサービス調達において、軍種ごとの調達管理法、調達リーダー、契約範囲等の差異を明らかにしている。

以上の先行研究を整理すると、三つの示唆が導かれる。まず、アビリティワンは障害者雇用制度であると同時に、政府が非営利組織を通じて社会的価値を実装するための調達制度である。次に、公共調達を通じた社会的価値や持続可能性は、制度理念だけで自動的に実現されるのではなく、能力、供給基盤、組織条件、市場条件に媒介される。さいごに、既存のアビリティワン研究は米国内制度運用に偏っており、在外米軍調達のような異なる実装環境のもとでどのように現れるかを比較検討した研究は見当たらない。ここに既存研究の空白がある。

2.2 理論的枠組みと分析視角

以上の研究空白を踏まえ、本研究は制度理論を主軸、資源依存理論を補完的視角として採用する。制度理論は、アビリティワンの存続を説明するために用いる。DiMaggio and Powell (1983) が示したように、組織は強制的 (coercive)、規範的 (normative)、模倣的 (mimetic) 圧力のもとで同型化し、正統性を確保しようとする。また Zucker (1987) は、制度化された要素への適合

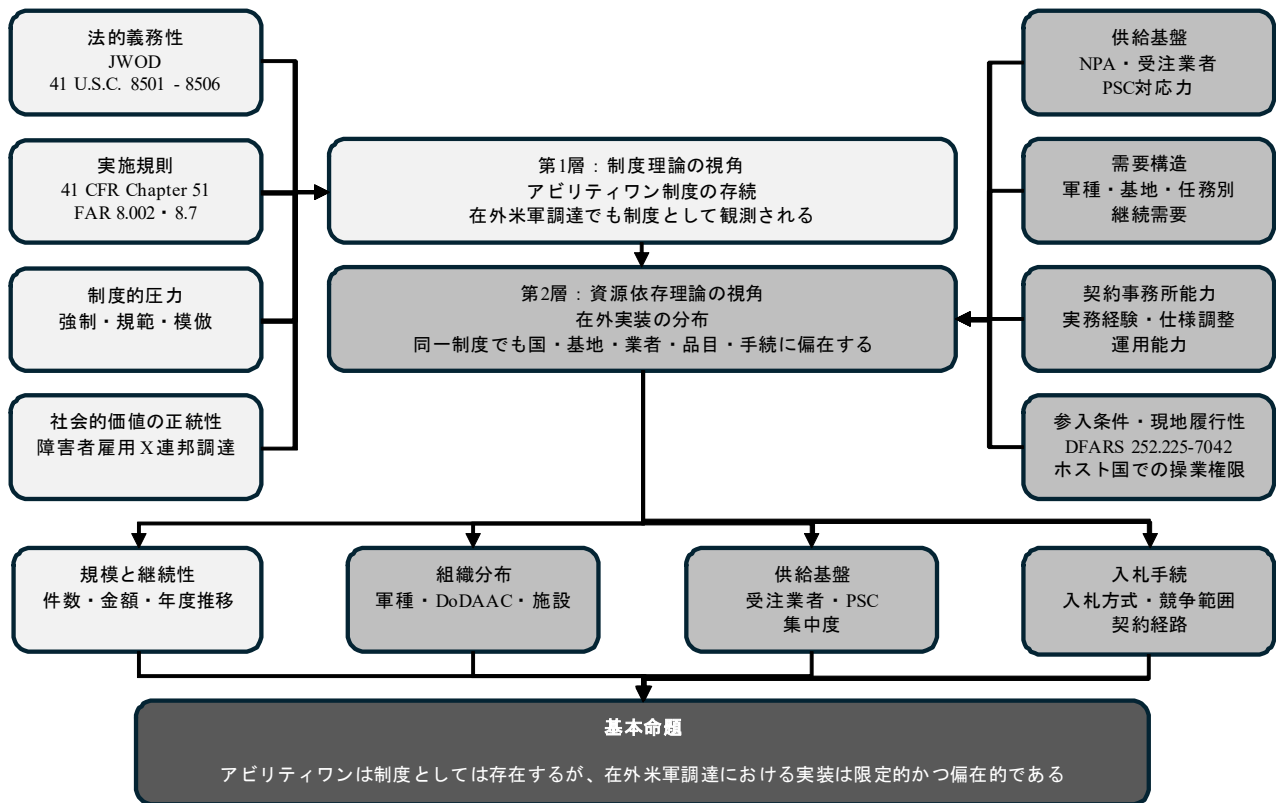
が組織の正統性と生存可能性を高めつつ、技術的合理性からの乖離や形式的順守を生むことを論じた。公共調達研究でも、制度理論は、制度がどのように採用され、持続し、現場で限定的・選択的に実装されるのかを理解するうえで有効な視角を提供する。実際、この理論を公共調達研究に用いて、制度の質が電子調達の採用や調達パフォーマンスに影響すること（Charnor and Quartey, 2024）、制度圧力が存在しても現場では形式的対応や地域協働調達への抵抗を正当化し、運用上の障壁を固定化すること（Meehan et al., 2016）、さらに公式ルールが存在しても非公式ルールによって調達実務が歪められること（Gong and Zhou, 2015）が論じられている。

アビリティワンは、法的に優先調達先としての制度的強制性を有する。まず、ジャビッツ＝ワグナー＝オデイ法（Javits-Wagner-O'Day Act; 以下 JWOD 法）と合衆国法典（United States Code; 以下 U.S.C.）第 41 編第 8501 条 - 第 8506 条により、障害者雇用を目的とする連邦優先調達プログラムとしての法的義務がある。その実施規則として、連邦規則集（Code of Federal Regulations; 以下 CFR）第 41 編第 51 章と連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation; 以下 FAR）がある。FAR 8.002 では連邦調達における優先調達先を明記し、FAR 8.7 では視覚障害者や重度障害者を雇用する非営利組織からの調達を規定している。本研究で制度理論が説明するのは、アビリティワンが法的義務性と制度的正統性によって、在外米軍調達においても存続するのかという点である。

本研究は第二の理論軸として、アビリティワンの分布を説明するために資源依存理論を導入する。Hillman et al. (2009) が指摘するように、資源依存理論は、組織が外部資源への依存と不確実性のもとで行動し、その依存関係を管理しようとすることを前提とする。この視点は、在外米軍調達では重要である。とりわけ、契約履行が全部又は一部が外国で行われる場合、防衛連邦調達規則補足（Defense Federal Acquisition Regulation Supplement; 以下 DFARS）252.225-7042 により、入札参加業者は当該履行国において適法に操業し、事業許可や権限を有することが求められる。したがって、特にサービスや建設工事のように現地履行性が高い契約では、ホスト国で正式な操業・事業認可を得ることが、在外米軍調達の入札参加条件となる。アビリティワンの在外実装が、米国内での法的優先性だけで自動的に成立するのではない。資源依存理論が本研究で説明するのは、アビリティワンの在外実装が、供給基盤、需要構造、契約事務所能力、参入条件といった条件によって、どのような構造なのかという点である。

以上を踏まえると、図 1 で示すように、本研究の分析視角は二層構造として整理できる。第一層では、制度理論を用いて、アビリティワンが法的義務性と制度的正統性によって在外米軍調達でも存続することを説明する。第二層では、資源依存理論を用いて、その制度の実装が供給基盤、需要構造、契約事務所能力、参入条件によって制約され、国・基地ごとに異なる分布を示すこと

図1 本研究の理論的枠組みと分析視角



出典：筆者作成

を説明する。本研究では基本命題を、アビリティワンは制度としては存在するが、在外米軍調達における実装は限定的かつ偏在的であるとする。

近年のアビリティワンの制度運用は、従来の必須調達先としての正統性を有しつつ、アビリティワン範囲内での非営利機関（Nonprofit Agencies; 以下 NPA）⁽¹⁾による競争や、入札手続の複線的構造を帯びている。したがって、本研究が問うのは、制度の正統性がそのまま実装の広がりの意味するのか、それとも現地の供給基盤や調達条件によって限定的かつ偏在的になるのかである。

3. 研究方法

3.1 データと抽出方法

本研究は、在日・在韓・在独米軍による公共調達におけるアビリティワンの実装構造を比較する。分析では、各国における制度利用の規模と継続性、組織分布、供給基盤、入札手続の特徴を

(1) 非営利機関（NPA）とは、視覚障害者または重度障害者の雇用を目的として運営され、連邦政府に製品またはサービスを提供する非営利法人・非営利組織のことである。

整理し、その分布パターンを比較的に検討する。使用データは、米国政府公開データソースである「USAspending」に収録されている発注データである。対象期間は、米国会計年度（Fiscal Year）が 2011 年度から 2025 年度までの 15 年間とする。単年度観察では制度利用の偶発性と継続性の区別が難しく、15 年という比較的長い時系列を確保し、実装の反復性、断続性、大型案件依存の有無を識別する。分析対象は在日・在韓・在独米軍による、物品やサービスの調達のために契約した全発注データのうち、アビリティワン関連契約とする。また、各施設内には通常 GSA（General Services Administration）ストアがあり、各部隊は GPC（Government Purchase Card）カードを用いて 15,000 ドル以下の小口の物品を買い付けすることができる。ストアでは、アビリティワン関連の商品として、SKILCRAFT®ブランドの清掃用具、事務用品、医療用品、工具、制服など、3,000 点以上の製品を購入できる。これらの購入は、表 1 で示した契約事務所を経由した調達とは区別し、本研究では対象外とする。

対象案件の抽出は二段階で行う。まず、3 か国に所在する各契約事務所を識別するために、表 1 で示した国防総省活動住所コード DoDAAC（Department of Defense Activity Address Code; 以下 DoDAAC）を用いて、在外米軍調達母集団を構成する。つぎに、その母集団のなかから、USAspending 上でアビリティワン該当性を示すフラグ（the_ability_one_program = "t"）が付された発注データを抽出する。これにより、在外米軍調達全体のなかでアビリティワンがどの程度含まれているのかという相対的位置と、アビリティワン契約内部の分布構造の双方を把握する。

表 1 在日・在韓・在独米軍の国防総省活動住所コード（DoDAAC）

駐留国	DoDAAC	軍種	施設所在地・基地	契約事務所名
日本	FA5205	空軍	米軍三沢基地	35th Contracting Squadron
日本	FA5209	空軍	米軍横田基地	374th Contracting Squadron
日本	FA5270	空軍	米軍嘉手納基地	18th Contracting Squadron
日本	W912HV	陸軍	キャンプ座間	U.S. Army Corps of Engineers, Japan District
日本	M62613	海軍（海兵隊）	米海兵隊岩国航空基地	RCO MCAS Iwakuni
日本	M67400	海軍（海兵隊）	米海兵隊沖縄	Marine Corps Installations Pacific Regional Contracting Office
日本	N40084	海軍	米海軍横須賀基地	Naval Facilities Engineering Systems Command Far East
日本	N62649	海軍	米海軍横須賀基地	NAVSUP Fleet Logistics Center Yokosuka
日本	N68246	海軍	米海軍佐世保基地	NAVSUP Fleet Logistics Center Yokosuka Det Sasebo
韓国	W90VN6	陸軍	烏山（オサン）空軍基地	Regional Contracting Office Osan
韓国	W90VN7	陸軍	群山（クンサン）空軍基地	Regional Contracting Office Kunsan
韓国	W90VN8	陸軍	キャンプ・ハンフリーズ	Regional Contracting Office Camp Humphreys
韓国	W90VN9	陸軍	テグ	Regional Contracting Office Daegu
韓国	W91QVN	陸軍	ヨンサン	Regional Contracting Center Yongsan
ドイツ	FA5606	空軍	シュパングダーレム空軍基地	52nd Contracting Squadron
ドイツ	FA5613	空軍	カイザーズラウテルン米軍コミュニティ	700th Contracting Squadron
ドイツ	FA5641	空軍	ラムシュタイン空軍基地	764th Enterprise Sourcing Squadron
ドイツ	W912PB	陸軍	バイエルン	Regional Contracting Office Bavaria
ドイツ	W91WFU	陸軍	シュトゥットガルト	Regional Contracting Office Stuttgart
ドイツ	W912CM	陸軍	ヴィースバーデン	Regional Contracting Office Wiesbaden
ドイツ	W564KV	陸軍	カイザーズラウテルン	Theater Contracting Center Kaiserslauter
ドイツ	W912GB	陸軍	欧州域	U.S. Army Corps of Engineers, Europe District

出典：筆者作成

USAspending では、アビリティワン該当フラグが取引単位で付与されているが、同一契約案件には、契約締結後に増減額の変更書発行など、複数の取引が紐づくことも想定される。そのため、本研究では、抽出そのものは取引単位で行い、件数分析の主たる単位を一意的契約案件とする。同一契約案件に属する複数の取引は、契約番号に基づいて集約し、一つの発注を一件として扱う。これにより、変更書の発行を別件として重複計上することを避け、金額面では当該発注に属する契約金額を合算する。

3.2 分析単位、変数、分析手順

本研究の分析単位は、件数分析については発注データ単位、金額分析については発注に紐づく取引の契約金額の集計値とする。つまり、件数、軍種や施設分布、受注業者、製品・サービスコード（Product or Service Code; 以下PSC）分布、入札手続の構成などは発注単位で整理し、金額については当該発注に属する処理を集約して把握する。これにより、年度ごとの発注件数と金額が観察可能となる。

表2で示すとおり、分析に用いる主要変数は、理論的関心と記述比較の必要性に照らして選定した15変数であり、4グループに分類される。第一は、規模と継続性に関する変数であり、契約件数・金額、年度別件数・金額、件数比、金額比が含まれる。これらは、各国の在外米軍調達全体に占めるアビリティワンの相対的位置と、その利用の反復性を示す。第二は、組織分布に関する変数であり、軍種、DoDAAC、施設を用いて、制度利用がどの軍種や施設に分布しているかを確認する。第三は、供給基盤に関する変数であり、受注業者名やPSCを用いて、どの供給主体との品目に制度利用が集中しているかを把握する。第四は、入札手続に関する変数であり、入札方

表2 主要変数とその説明

項目	説明
the_ability_one_program	アビリティワン・プログラムの真偽 (t or f)
parent_award_id_piid	主契約番号
award_id_piid	(付帯) 契約番号
total_obligated_amount	契約金額
award_base_action_date_fiscal_year	会計年度 (FY2011—FY2025)
awarding_sub_agency_name	軍種 (陸軍・海兵隊含む海軍・空軍)
awarding_office_code	契約事務所コード (DoDAAC)
recipient_name	受注業者名
recipient_country_name	受注業者国
product_or_service_code	製品・サービスコード (PSC)
product_or_service_code_description	製品・サービスコードの説明
extent_competed	競争範囲
solicitation_procedures	入札方式 (競争入札・随意契約等)
type_of_set_aside	指定区分の種類
other_than_full_and_open_competition	一般競争入札以外

出典：筆者作成

式や競争範囲を用いて、制度がどのような手続のもとで運用されているかを観察する。

分析は、次の 4 つの順序で行う。第一に、各国におけるアビリティワン契約の総件数、総金額、件数比、金額比を算出し、在外米軍調達全体のなかでの位置を確認する。また、年度別件数と年度別金額を整理し、各国における制度利用の継続性、断続性、大型案件依存の有無を比較する。第二に、軍種別および施設別分布を集計し、制度利用がどこまで組織内で普及しているのかを確認する。第三に、受注業者別および PSC 別の分布を整理し、上位集中度を算出することで、実装が少数供給者・少数品目への依存として現れているのかを検討する。第四に、入札方式・競争範囲別で件数と金額を整理し、制度がどのような入札手続を通じて実装されているのかを比較する。本研究では、理論的に「制度の存続」と「実装の分布」という二つの研究課題を、規模と継続性、組織分布、供給基盤、入札手続という 4 つに分解して検討する。

3.3 事例の選定理由

本研究における事例選定は、母集団を代表する標本を抽出し、統計的一般化を図ることを目的とするものではない。また、辻本（2025）は事例研究の選定で重視すべきは、対象事例の理論的意義と実践的意義であると主張している。

理論的意義では、Flynn and Davis（2014）が公共調達研究で理論的に基礎づけられた研究は全体の 29%にとどまるとして、この分野での理論的厳密さの必要性を指摘している。本研究ではこうした研究状況に対し、制度理論（Zucker, 1987）と資源依存理論（Hillman et al., 2009）を採用することで対応する。その理由は、制度理論は制度化された要素への適合が正統性と存続可能性を高めることを示し、資源依存理論は組織が外部環境への依存と不確実性のもとで行動し、その依存関係を維持管理することを核心的論点とするからである。日本・韓国・ドイツは、同一の米国連邦調達制度のもとで、供給基盤、需要構造、契約事務所能力、参入条件が異なり、アビリティワンの制度的存続と実装の分布を理論的に検討する比較事例として適している。

実践的意義では、日本・韓国・ドイツはいずれも先進国であり、長期的な在外米軍駐留による継続的な基地運営のための需要が続いている。すなわち、在外米軍調達を比較分析するための共通条件を備えている。他方で、現地供給市場、軍種別需要構造、地位協定などの制度環境には差異があり、同じ制度がどのような条件のもとで実際に運用されるのかを比較できる。日本単独の分析では、それが日本固有の特徴なのか、在外米軍調達に共通する構造なのかを判定しにくい。よって本研究においては、韓国とドイツを対照事例として加え、日本の特徴を相対化する。

4. 分析結果

4.1 規模と継続性

本節では、三か国におけるアビリティワンの実装の広がりと継続性を把握するため、契約件数・金額の絶対規模、各国の在外米軍調達全体に占める相対的規模、年度別の推移を比較する。これにより、制度の利用が複数年度にわたって反復されているのか、それとも特定年度の個別案件にとどまるのかを明らかにする。

2011年度から2025年度までの日・韓・独駐留米軍による公共調達の全契約から、アビリティワンへの国別件数、金額、相対比率を集計したものが、表3である。アビリティワン関連契約は、3か国合計で75件、6,522千ドルであり、このなかで日本は50件、5,526千ドル、韓国は2件、68千ドル、ドイツは23件、928千ドルであった。件数構成比では、日本が66.7%、韓国が2.7%、ドイツが30.7%であり、金額構成比は、日本が84.7%、韓国が1.1%、ドイツが14.2%である。件数・金額の規模では、日本が最大でドイツがこれに続き、韓国はごくわずかであった。

各国の在外米軍調達全体に占める比率をみても、アビリティワン契約の規模は極めて小さい。日本では全69,034件中50件で件数比0.0724%、金額比0.0216%、韓国では全24,225件中2件で件数比0.0083%、金額比0.0014%、ドイツでは全42,286件中23件で件数比0.0544%、金額比0.0035%であった。アビリティワン契約は3か国で確認されたものの、在外米軍調達全体のなかではごく小規模にとどまっている。

次に、時系列による国別比較である。表3で示すとおり、日本では2012年度を除く14年度でアビリティワン契約が確認され、2013年度以降は2025年度まで13年連続で観測された。件数は

表3 アビリティワンへの国別の件数・金額と会計年度別件数・金額

(単位：千ドル)							(単位：千ドル)						
駐留国	発注件数	アビリティワン発注	アビリティワン発注割合	合計契約金額	アビリティワン契約金額	アビリティワン金額割合	会計年度	日本件数	日本金額	韓国件数	韓国金額	ドイツ件数	ドイツ金額
日本	69,034	50	0.0724%	\$25,610,789	\$5,526	0.0216%	2011	5	\$203	1	\$30	0	\$0
韓国	24,225	2	0.0083%	\$4,850,397	\$68	0.0014%	2012	0	\$0	0	\$0	0	\$0
ドイツ	42,286	23	0.0544%	\$26,527,967	\$928	0.0035%	2013	1	\$7	0	\$0	0	\$0
合計	135,545	75	0.0553%	\$56,989,153	\$6,522	0.0114%	2014	3	\$53	0	\$0	1	\$32
							2015	6	\$101	0	\$0	1	\$5
							2016	3	\$71	0	\$0	1	\$4
							2017	4	\$110	0	\$0	3	\$81
							2018	7	\$91	0	\$0	1	\$6
							2019	2	\$36	0	\$0	0	\$0
							2020	2	\$76	0	\$0	2	\$72
							2021	4	\$102	0	\$0	5	\$365
							2022	4	\$877	1	\$38	3	\$112
							2023	5	\$156	0	\$0	2	\$106
							2024	2	\$31	0	\$0	3	\$107
							2025	2	\$3,611	0	\$0	1	\$39
							合計	50	\$5,526	2	\$68	23	\$928

出典：筆者作成

年間 1－7 件で推移し、2018 年度の 7 件が最多であった。他方、金額面では年度間の変動が大きく、2013 年度から 2021 年度の多くの年度では 20 万ドル未満で推移した。一方、2022 年度に 877 千ドル、2025 年度に 3,611 千ドルと大きな金額がみられた。日本では件数面で反復性が高いが、金額面では一部大型案件の影響が強い。韓国では、2011 年度と 2022 年度の 2 年度のみで確認された。件数はいずれも 1 件、金額は 30 千ドル・38 千ドルと、継続的な調達は確認されなかった。観測年度数そのものがきわめて少なく、アビリティワンの実装は散発的である。ドイツでは、2014 年度から 2025 年度までの期間のうち、2019 年度を除く 11 年度で確認され、2020 年度以降は 2025 年度まで 6 年連続で観測された。件数は年間 1－5 件程度で推移し、総量は日本より小さいものの、一定の継続性が認められる。金額面では 2021 年度の 365 千ドルが最大で、その後も 2022 年度の 112 千ドル、2023 年度の 106 千ドル、2024 年度の 107 千ドルと同程度で推移している。日本ほど単年度変動が大きくなく、中規模の利用で比較的安定している。

以上から、規模と継続性の観点では、日本が件数・金額とも最大であり、韓国は最小、ドイツはその中間に位置する。ただし、継続性の現れ方は同一ではなく、日本は件数面の反復性が高く、韓国は限定的な利用、ドイツは中規模で比較的安定した利用という違いがみられる。

4.2 組織分布

次に、アビリティワン契約は、どの軍種と施設に分布しているのか。表 4 のとおり、3 か国全体では、件数ベースで 空軍 54 件（72.0％）、海軍 15 件（20.0％）、陸軍 6 件（8.0％）であった。他方、金額ベースでは、海軍 3,981 千ドル（61.0％）、空軍 2,275 千ドル（34.9％）、陸軍 265 千ドル（4.1％）となっている。件数では空軍が中心である一方、金額では海軍が最大であり、件数構成と金額構成のあいだに差がみられる。

表 4 国・軍種・国防総省活動住所コード（DoDAAC）別発注件数と金額

（単位：千ドル）						
駐留国	軍種	DoDAAC	施設所在地・基地	発注件数	発注金額	駐留国別割合
日本	海軍	N62649	米海軍横須賀基地	3	\$3,624	65.6%
日本	空軍	FA5209	米軍横田基地	11	\$874	15.8%
日本	空軍	FA5205	米軍三沢基地	11	\$396	7.2%
日本	空軍	FA5270	米軍嘉手納基地	13	\$275	5.0%
日本	海軍（海兵隊）	M62613	米海兵隊岩国航空基地	3	\$199	3.6%
日本	海軍（海兵隊）	M67400	米海兵隊沖縄	9	\$157	2.8%
韓国	陸軍	W90VN6	烏山（オサン）空軍基地	1	\$38	55.7%
韓国	陸軍	W91QVN	ヨンサン	1	\$30	44.3%
ドイツ	空軍	FA5613	カイザースラウテルン米軍コミュニティ	11	\$484	52.2%
ドイツ	空軍	FA5606	シュパングダーレム空軍基地	8	\$246	26.5%
ドイツ	陸軍	W912GB	欧州域	4	\$198	21.3%
合計				75	\$6,522	

出典：筆者作成

日本では、件数ベースで空軍 35 件、海軍 15 件 であり、件数面では空軍が中心であった。他方、金額ベースでは海軍が 3,981 千ドル、空軍が 1,545 千ドル であり、海軍が上回った。基地別にみると、日本では 6 か所に分布していた。件数では嘉手納 13 件、三沢 11 件、横田 11 件が多く、いずれも空軍であった。他方、金額では海軍の横須賀が 3 件・3,624 千ドルで突出しており、海軍（海兵隊）の岩国が 3 件・199 千ドル、沖縄が 9 件 157 千ドルであった。日本では複数の空軍基地に継続的な小口案件が分布する一方、金額面では特定の海軍基地に集中していた。韓国では、確認された 2 件はいずれもオサンとヨンサンの陸軍であり、組織内分布はきわめて限定的である。ドイツでは、件数ベースで空軍 19 件、陸軍 4 件 であり、金額ベースでも空軍が 730 千ドル、陸軍が 198 千ドルと、空軍が中心であった。契約は 3 か所に分布しており、空軍のカイザースラウテルンが 11 件・484 千ドル、シュパングダーレムが 8 件・246 千ドル、欧州域陸軍が 4 件・198 千ドルであった。日本ほど多くないが、少数で一定の件数と金額が分布されている。

このように、組織分布の観点では、日本は複数組織への分散と金額の特定基地集中が併存し、韓国は少数組織での限定的分布、ドイツは少数組織に比較的まとまったかたちで分布している。したがって、アビリティワンの実装は、各国で同じように組織へ浸透しているとはいえない。

4.3 供給基盤

受注業者と PSC の構成をみると、アビリティワン契約の供給基盤も駐留国ごとに異なる特徴を示している。表 5 で示すとおり、まず受注業者別にみると、日本では 14 業者が確認された。金額では、ICAN Resources Inc が 1 件・3,559 千ドルで最大であり、日本総額の 64.4%を占めた。次いで Envision Xpress Inc が 17 件・1,249 千ドルで、日本総額の 22.6%を占めた。上位 2 業者で 87.0%に達しており、日本では金額の大部分が少数業者に集中していた。件数面では Envision Xpress Inc が反復的な受注主体である一方、金額面では ICAN Resources Inc の大型案件が全体構成を大きく規定している。韓国では、LC Industries Inc と National Industries for the Blind が各 1 件ずつ受注していた。件数・金額ともにきわめて限定的であり、供給基盤の厚みを論じるには材料が少ないが、少なくとも継続的に広がった受注構造は確認されない。ドイツでは、7 業者が確認された。金額では、Envision Xpress Inc が 10 件・523 千ドルで最大であり、ドイツ総額の 56.3%を占めた。次いで National Industries for the Blind が 3 件・192 千ドル、Arizona Industries for the Blind が 2 件・79 千ドルであり、上位 3 業者で 85.5%を占めた。日本と同様、少数業者への集中がみられるが、日本ほど単一大型案件への依存は強くない。

表 5 国別受注業者と製品・サービスコード（PSC）の件数と金額

(単位：千ドル)					(単位：千ドル)					
駐留国	受注業者名	発注 件数	発注 金額	駐留国 別割合	駐留国	PSC	PSC品目説明	発注 件数	発注 金額	駐留国 別割合
日本	ICAN Resources Inc	1	\$3,559	64.4%	日本	S203	Housekeeping - Food	1	\$3,559	64.4%
日本	Envision Xpress Inc	17	\$1,249	22.6%	日本	8415	Clothing, Special Purpose	12	\$1,114	20.2%
日本	Trade Products Corp.	3	\$251	4.5%	日本	7110	Office Furniture	12	\$321	5.8%
日本	San Antonio Lighthouse for the Blind	5	\$92	1.7%	日本	7195	Misc Furniture & Fixtures	1	\$114	2.1%
日本	LC Industries Inc	6	\$86	1.6%	日本	8475	Specialized Flight Clothing and Accessories	4	\$95	1.7%
日本	Friendship Industries, Inc.	4	\$75	1.4%	日本	8430	Footwear, Men's	4	\$81	1.5%
日本	SE Kentucky Rehabilitation Industries, Inc	3	\$71	1.3%	日本	8405	Outerwear, Men's	3	\$59	1.1%
日本	Industries for the Blind and Visually Impaired, Inc.	2	\$45	0.8%	日本	8465	Individual Equipment	3	\$47	0.9%
日本	Arizona Industries for the Blind	2	\$36	0.7%	日本	6515	Med. & Surgical Instruments, Equip, and Supplies	1	\$30	0.5%
日本	5 Other Suppliers	7	\$61	1.1%	日本	6	Other PSCs	9	\$107	1.9%
韓国	LC Industries Inc	1	\$38	55.7%	韓国	7110	Office Furniture	1	\$38	55.7%
韓国	National Industries for the Blind	1	\$30	44.3%	韓国	8135	Packaging & Packing Bulk Materials	1	\$30	44.3%
ドイツ	Envision Xpress Inc	10	\$523	56.3%	ドイツ	8415	Clothing, Special Purpose	6	\$391	42.2%
ドイツ	National Industries for the Blind	3	\$192	20.7%	ドイツ	R499	Support - Professional: Other	2	\$142	15.3%
ドイツ	Arizona Industries for the Blind	2	\$79	8.5%	ドイツ	8405	Outerwear, Men's	5	\$114	12.3%
ドイツ	Winston-Salem Industries for the Blind Inc	3	\$66	7.1%	ドイツ	8465	Individual Equipment	1	\$77	8.3%
ドイツ	RLCB, Inc.	2	\$53	5.7%	ドイツ	8475	Specialized Flight Clothing and Accessories	2	\$53	5.7%
ドイツ	San Antonio Lighthouse for the Blind	2	\$10	1.1%	ドイツ	R699	Support - Administrative: Other	1	\$51	5.5%
ドイツ	Trade Products Corp.	1	\$5	0.6%	ドイツ	8430	Footwear, Men's	1	\$39	4.2%
					ドイツ	7105	Household Furniture	1	\$32	3.4%
					ドイツ	4240	Safety and Rescue Equipment	1	\$14	1.6%
					ドイツ	2	Other PSCs	3	\$0	1.6%

出典：筆者作成

PSC 別分布をみても、同様の傾向が確認される。日本では 15 種類の PSC が確認された。金額では、サービスの「清掃業務 - フード部門」が 3,559 千ドルで最大、次いで物品の「衣類、特殊用途」が 1,114 千ドル、物品の「オフィス家具」が 321 千ドルであった。上位 3 つの PSC で 90.4% を占めた。件数では「衣類、特殊用途」と「オフィス家具」がそれぞれ 12 件で最多であり、金額はサービス契約が、件数は物品購入が中心という二層構造がみられる。韓国では、物品の「オフィス家具」と「バルク材料の包装・梱包」の 2 種類のみであった。品目構成も件数と同様にきわめて限定的であり、アビリティワンの利用が狭い領域にとどまっていることがうかがえる。ドイツでは、11 種類の PSC が確認された。金額では、物品の「衣類、特殊用途」が 391 千ドルで最大、サービスの「サポート - プロフェッショナル：その他」が 142 千ドル、物品の「上着、メンズ」が 114 千ドルであった。上位 3 つの PSC で 69.8% を占め、日本ほどではないが、なお上位少数品目への偏りがみられる。

以上から、供給基盤の観点では、日本・韓国・ドイツのいずれも、アビリティワン契約は少数の受注業者と PSC に集中する傾向を持っている。ただし、日本は単一大型案件の影響が大きく、韓国はそもそもの広がり乏しく、ドイツは比較的中規模でまとまった分布を示している。

4.4 入札手続

最後に、アビリティワン契約は、どのような入札方式や競争範囲のもとで運用されているのか。表 6 のとおり、まず主要な入札方式としては、「単一供給源」、「複数発注契約での公平機会の

表 6 国別入札方式と競争範囲の件数と金額

(単位：千ドル)					(単位：千ドル)				
駐留国	入札方式	発注 件数	発注 金額	駐留国 別割合	駐留国	競争範囲	発注 件数	発注 金額	駐留国 別割合
日本	単一供給源	1	\$3,559	64.4%	日本	競争不可	1	\$3,559	64.4%
日本	複数発注契約での公平機会の対象	38	\$1,770	32.0%	日本	完全かつ開かれた競争	38	\$1,770	32.0%
日本	簡易調達	10	\$197	3.6%	日本	簡易調達手続下での競争	9	\$168	3.0%
日本	不明	1	\$0	0.0%	日本	簡易調達手続下での非競争	1	\$30	0.5%
					日本	不明	1	\$0	0.0%
韓国	複数発注契約での公平機会の対象	1	\$38	55.7%	韓国	完全かつ開かれた競争	1	\$38	55.7%
韓国	単一供給源	1	\$30	44.3%	韓国	競争不可	1	\$30	44.3%
ドイツ	複数発注契約での公平機会の対象	20	\$736	79.3%	ドイツ	完全かつ開かれた競争	20	\$736	79.3%
ドイツ	単一供給源	3	\$192	20.7%	ドイツ	競争不可	3	\$192	20.7%

出典：筆者作成

対象（以下、複数発注契約）」、「簡易調達」が確認された。全体では、「複数発注契約」が 59 件（78.7%）で最も多く、次いで「簡易調達」が 10 件（13.3%）、「単一供給源」が 5 件（6.7%）であった。もっとも、金額構成は件数構成と異なる。「単一供給源」は件数では少数であるが、総額では 3,782 千ドルに達し、全体の 58.0%を占めた。他方、「複数発注契約」は 2,543 千ドル（39.0%）、「簡易調達」は 197 千ドル（3.0%）であった。つまり、件数面では「複数発注契約」が中心である一方、金額面では「単一供給源」の比重が大きい。

日本では、主要類型として「複数発注契約」が最も多く、「簡易調達」と「単一供給源」がこれに続いた。件数では「複数発注契約」が中心であったが、金額では「単一供給源」の大型案件が日本総額の大部分を占めていた。したがって、日本では件数と金額の構成が大きく異なる。韓国では、確認された 2 件のうち、1 件が「複数発注契約」、1 件が「単一供給源」であった。絶対数は少ないが、少数案件のなかでも手続の分岐がみられた。ドイツでは、「複数発注契約」が大半を占め、「単一供給源」がこれに続いた。日本ほど「単一供給源」の金額集中は強くなく、件数面・金額面ともに「複数発注契約」の比重が相対的に高い。

次に競争範囲では、主要類型として「競争不可」、「完全かつ開かれた競争」「簡易調達手続（Simplified Acquisition Procedures; 以下 SAP）下での競争」、「SAP 下での非競争」、「不明」が確認された。全体では、「完全かつ開かれた競争」が 59 件（78.7%）で最も多く、次いで「SAP 下での競争」が 9 件（12.0%）、「競争不可」が 5 件（6.7%）、「SAP 下での非競争」が 1 件（1.3%）、「不明」が 1 件（1.3%）であった。他方、金額面では、「競争不可」が 3,782 千ドル（58.0%）で最大となり、「完全かつ開かれた競争」は 2,543 千ドル（39.0%）であった。件数面では「完全かつ開かれた競争」が中心であり、金額面では「競争不可」の比重が大きい。

日本では、「完全かつ開かれた競争」が 38 件で件数の中心を占め、「SAP 下での競争」が 9 件、「競争不可」が 1 件、「SAP 下での非競争」が 1 件、「不明」が 1 件であった。しかし金額面では、「競争不可」の 1 件が 3,559 千ドルに達し、日本総額の 64.4%を占めており、件数構成と金

額構成が大きく異なっている。韓国では、確認された2件のうち1件が「完全かつ開かれた競争」、1件が「競争不可」であり、少数案件のなかでも競争範囲が分岐していた。ドイツでは、「完全かつ開かれた競争」が20件・736千ドルで大半を占め、「競争不可」が3件・192千ドルでこれに続いた。したがって、ドイツでは日本ほど「競争不可」への金額集中は強くなく、件数面・金額面ともに「完全かつ開かれた競争」の比重が相対的に高い。

もっとも、この競争範囲の解釈には注意を要する。入札方式の表と照合すると、「完全かつ開かれた競争」の38件は、「複数発注契約」の38件に対応している。したがって、ここでいう「完全かつ開かれた競争」は新規の一般的な公開競争ではなく、既存の複数発注契約の枠組み内で公平機会が付与された結果である。また、「競争不可」は随意契約型の入札手続である「単一供給源」と金額からも整合的である。さらに、「SAP下での競争」9件と「SAP下での非競争」1件は、「簡易調達」10件に対応している。以上により、アビリティワン契約が一律に非競争で処理されているのではなく、複数発注契約内の公平機会付与、単一供給源、簡易調達下の競争・非競争といった複数の手続を通じて運用されていることを示している。

以上から、入札方式では、「複数発注契約」が件数の中心であり、「単一供給源」は金額面で大きな比重を占めた。競争範囲では「完全かつ開かれた競争」が件数の中心で、これは「複数発注契約」に対応していた。他方、「競争不可」は「単一供給源」と整合的であり、アビリティワン契約は一律の非競争ではなく、複数の手続経路を通じて運用されていた。

5. 考察

本章では、第4章の結果を踏まえ、第2章で提示した分析視角に即して解釈する。第4章では、アビリティワンが在外米軍調達で確認された一方、その実装は限定的であり、規模と継続性、組織分布、供給基盤、入札手続で偏在的に現れていることが明らかになった。

5.1 規模と継続性からみた制度の存続と実装（4.1への考察）

アビリティワン契約は日本・韓国・ドイツのいずれにおいても観測された。このことは、アビリティワンが在外米軍調達において制度として、少なくとも一定の観測可能性をもって存続していることを示している。他方で、その規模は在外米軍調達全体のなかでは極めて限定的で、制度の存在と実装規模の小ささが併存していた。

また、継続性の現れ方にも国別で差があった。日本やドイツでは反復的な利用が確認され、韓国では散発的な観測にとどまった。この違いは、同制度下であってもホスト国の供給市場、軍種別需要構造、地位協定などにより、調達実務でどこまで継続的に用いられているかが一様ではないことを示している。すなわち、アビリティワンは在外米軍調達において「存在する制度」ではあるが、「広く深く実装された制度」ではないことが伺える。

したがって、アビリティワンを評価する際は、制度がどの程度の頻度で観測され、継続性を伴っているのかという視点が必要になる。この結果は、在外米軍調達におけるアビリティワンが、制度としては存続しているものの、その実装は駐留国によって大きく異なることを示した。

5.2 組織分布からみた実装の偏在性（4.2 への考察）

アビリティワンの実装は、ホスト国全体に均等に広がっているのではなく、特定の軍種や施設に偏っている。日本では複数の施設に契約が分布していたが、金額は特定の海軍施設に強く集中していた。韓国ではそもそも観測件数が少なく、施設分布も限定的であった。ドイツでは少数の施設に比較的まとまったかたちで契約が分布していた。よって、アビリティワンの実装は、各国の組織全体に一様に浸透しているのではなく、一部の軍種と施設を中心に現れている。

ここで重要なのは、同一制度であっても、それを扱う組織単位の需要、契約事務所能力、調達方法が同じとは限らないということである。件数ベースで継続的にアビリティワンを利用している契約事務所が存在する一方、まったく利用していない施設もある。制度の運用が単に JWOD や FAR といった法令や規則の有無で決まるのではなく、調達担当者の実践知、取り扱う需要の性質、ホスト国市場供給者との関係など、よりミクロな組織条件にも左右されうるということである。また、反復的な小口案件の利用と一部の大型案件の集中が併存することが挙げられる。このことは、アビリティワンの実装が単一の運用様式に収斂していないことを意味する。施設ごとに異なる使われ方の集合として制度運用が現れており、在外公共調達におけるアビリティワン実装の偏在性を表している。

5.3 供給基盤からみた実装の制限性（4.3 への考察）

受注業者と PSC の集中は、アビリティワンの在外実装が広範な供給市場のうえに分散的に成立しているのではなく、限られた供給者と品目に依拠していることを示している。この点は、在外公共調達における制度実装の制約を考えるうえで重要である。ホスト国で制度の下で調達先として利用可能であっても、それを担う供給主体が限られており、適合する品目領域も狭いのであれ

ば、特定の業者や品目に集中せざるをえない。アビリティワンの在外実装は、広がりを伴う市場浸透というより、履行可能な領域に限定された足場型の実装としても理解される。

この制約は、在外米軍調達特有の参入条件によってもさらに強まる。とりわけ、契約履行を米軍が駐留するホスト国で行う場合、DFARS 252.225-7042 “Authorization to Perform”の条項により、入札参加業者は当該ホスト国で適法に操業し、事業を行う権限を有することが求められる。そのため、特にサービスや建設のように現地履行性が高い契約では、ホスト国での正式な操業・事業認可が、入札参加の前提条件となる。

この意味において、在外米軍調達におけるアビリティワンの制約は、制度上の弱さではない。制度が実際に動くために必要な参入条件と供給条件が、米国内よりも狭く厳しいのである。制度として確立していても、現地で履行できる供給主体が存在しなければ、その実装は広がらない。アビリティワンの在外実装を理解するには、制度の法的位置づけだけでなく、入札参加条件、地位協定、そしてホスト国の市場状況も同時にみる必要がある。

5.4 入札手続からみた実装の多面性（4.4 への考察）

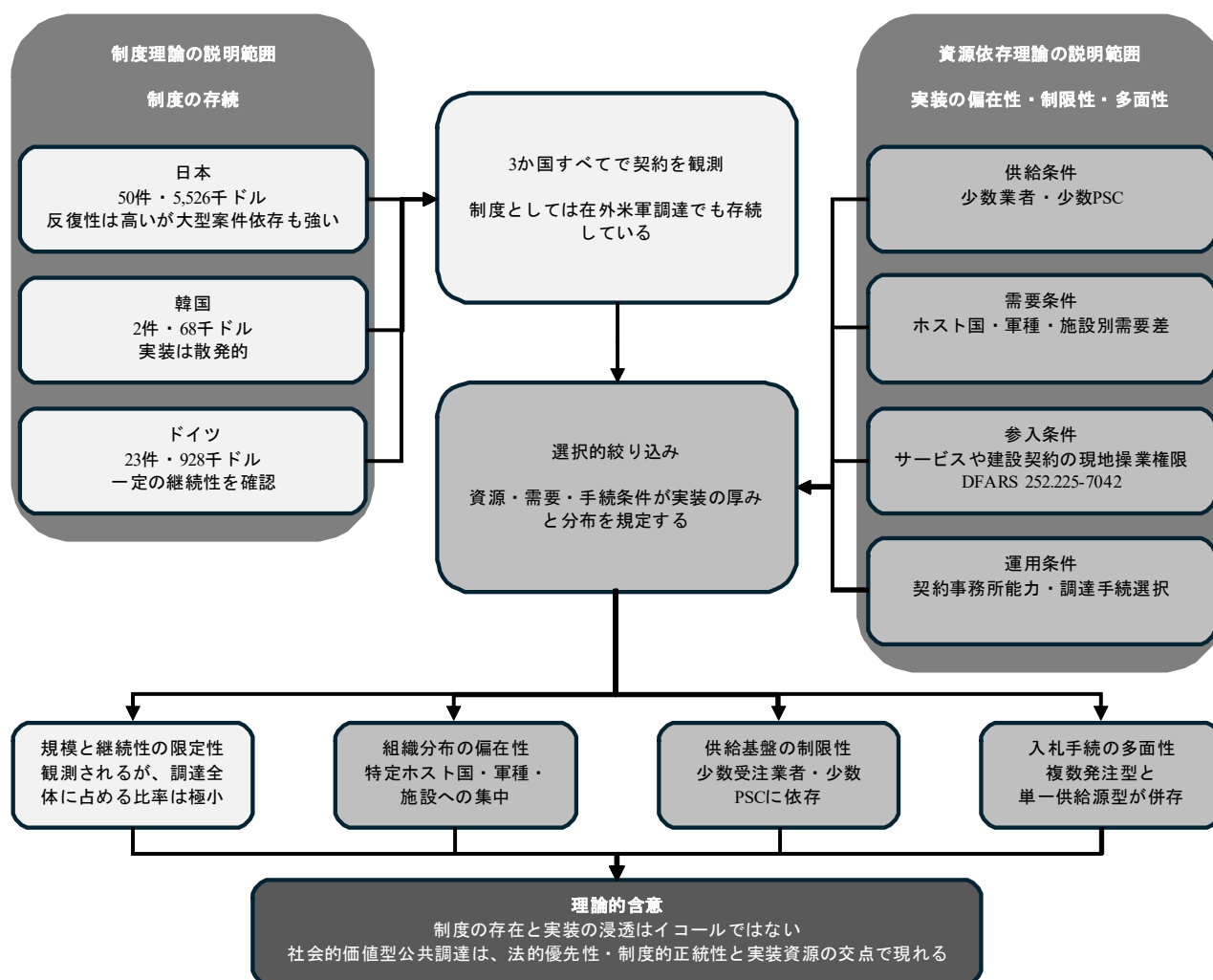
入札方式では、アビリティワンの在外運用が単一の手続に収斂していないことを示した。件数面では「複数発注契約」が多数を占める一方、金額面では「単一供給源」の比重が大きくなるなど、件数構成と金額構成のあいだに差がみられた。また、同じ国のなかでも複数の入札方式が併存していた。したがって、在外米軍調達におけるアビリティワンの運用は、一方向の手続に固定されているのではなく、複数の入札手続が併存する形態をとっている。

このことは、FAR 8.002 で示された制度の実装が、「制度どおりの優先調達先」として一律に現れているわけではないことを意味する。実際の案件処理では、規模、要求仕様、供給可能性、既存の契約枠組み、現地調達担当者の判断によって、異なる入札方式が使い分けられていると考えられる。とくに、小口案件と大型案件で制度運用が異なる可能性は高い。したがって、アビリティワンの在外実装は、単純な「競争」対「非競争」ではなく、制度の枠内で複数の実務経路が使い分けられている状態として理解する方が適切である。

つまり、アビリティワン制度の強さがそのまま単一的な制度利用を意味しないことを示唆している。同一制度下であっても、その現れ方はホスト国で手続ごとに異なる。制度の運用実態をより理解するために、入札手続の多面性からも観察する必要がある。

5.5 本研究の理論的含意

図2 在外米軍調達におけるアビリティワン実装の理論的含意



出典：筆者作成

本研究の理論的含意は、図2で示すとおり、アビリティワンの在外実装を制度理論で制度の存続を、資源依存理論で実装の分布を説明するという二層構造で考察した点である。Flynn and Davis (2014) が指摘したように、公共調達研究では制度の存在・運用・実装結果を一体的に説明する理論的枠組みがまだ限られている。本研究の結果は、この不足に対して、制度理論と資源依存理論を接続することで応答できることを示唆している。第4章でアビリティワン契約が日本・韓国・ドイツで観測されたことは、制度が在外米軍調達でも効力を持つことを示している。他方で、その規模と継続性、組織分布、供給基盤、入札手続が大きく異なっていたことは、制度の存在だけでは実装を説明できないことを意味する。

制度理論の観点では、この結果は、アビリティワンが法的義務性と制度的正統性の双方によって在外米軍調達でも存続することを示す。DiMaggio and Powell (1983) は、組織が強制的、規範的、模倣的圧力のもとで同型化すると論じ、Zucker (1987) は、制度化された要素への適合が生存可能性を高める一方で、効率性とは別の論理で組織行動を方向づけると主張した。アビリティ

ワンは、連邦調達を通じて重度障害者の雇用を拡大する制度であり（Feldblum, 2025）、このような制度が在外公共調達でも観測されたことは、法的にも規範的にも無視できないことを示す。

しかし、本研究の結果は同時に、制度理論だけでは説明しきれない偏在性も示した。ここで有効なのが資源依存理論である。Hillman et al. (2009) は、組織が外部資源への依存と不確実性のもとで行動し、その依存関係を管理しようとすることを理論の中核に置いた。第4章で確認した限られた軍種や施設への偏り、受注業者とPSCへの集中、入札方式と競争範囲での差異は、制度の効力の有無だけではなく、どこに供給主体が存在し、どの品目で履行可能性があり、どの契約事務所が実践可能かという資源条件の差としても理解する方が整合的である。Genovese et al. (2020) も、公共調達プロジェクトでは、供給網の設計、利害関係者間の依存関係、資源の偏在が成果を左右することを示している。また、Meehan et al. (2016) は、制度圧力のもとでも実装は全面的には進まず、象徴的順守や正当化された抵抗を通じて選択的に現れると主張している。本研究の結果は、アビリティワンがまさにそのような状態にあることを示している。制度としては存続しているが、実装の厚みは供給条件、参入条件、運用能力にも媒介されるのである。

本研究の理論的貢献は、アビリティワンのような社会的価値型公共調達制度が、どのように存続し、偏在して実装されているのかという観点から捉えた点にある。在外米軍調達におけるアビリティワンを、法的優先性と制度的正統性を備えつつ、供給基盤、参入条件、契約事務所能力、入札手続の差によって実装として限定的かつ偏在的に現れる制度として理解することができた。本研究が第2章で提示した理論的枠組みを実証結果に照らし、具体化した意義がここにある。

6. 結論

本研究では、制度としての正統性を有するアビリティワンが、日本・韓国・ドイツに駐留する在外米軍調達においてどのような実装状況となっているのかを、比較分析により明らかにすることを目的とした。分析の結果、アビリティワンは日本・韓国・ドイツで観測され、在外米軍調達で制度として存続していることが明らかになった。それと同時に、その実装の分布は在外米軍調達全体のなかでは限定的であり、その現れ方も偏在的であった。規模と継続性、組織分布、供給基盤、入札手続では、ホスト国や軍種、施設で異なる特徴を示していた。

この結果は、アビリティワンの在外実装を、制度の存続と浸透を区別して捉える必要があることを示唆している。制度としてのアビリティワンは、法的優先性と制度的正統性によって在外米軍調達でも維持されている。しかし、そのことは制度が各ホスト国・軍種・品目領域において均

質に用いられていることを意味しない。実際は、供給基盤、現地履行条件、ホスト国規制、契約事務所の運用能力、入札手続の違いによって、制度の実装はごく一部の領域に集中する。したがって、アビリティワンの在外展開を理解するうえで重要なのは、どこで、どの程度、どのような条件のもとで実装されているのかという実装の分布の把握である。

本研究の学術的貢献は 2 つある。まず、アビリティワンを在外米軍調達という比較文脈で捉え、その実装の分布を日本・韓国・ドイツの比較を通じて可視化した点にある。既存研究は主として米国内制度としてのアビリティワンを扱ってきたが、本研究は、同じ制度が異なる在外環境のもとでどのように現れるかを記述的に示した。これにより、アビリティワンを一つの固定的制度としてではなく、環境条件によって実装構造が異なる制度として捉える視点を提示した。次に、公共調達研究に対して、制度理論と資源依存理論を接続する分析視角の有効性を示した点である。制度理論では、アビリティワンの在外米軍調達での制度として存続を説明し、資源依存理論は、国、軍種、施設、供給者、品目ごとの利用の偏在を説明した。本研究の結果は、制度の存続と実装の分布とを区別して捉える必要があることを示し、この二層的理解が在外米軍調達のような複雑な実装環境を説明するうえで有効であることを示唆している。

実務的含意としては、在外米軍調達におけるアビリティワンの利用拡大を考えた場合、制度の存在や方針の確認だけでは十分ではないことが示唆される。実際の利用可能性は、供給主体の所在、ホスト国での操業・事業認可、継続需要の有無、契約事務所の経験知、要求仕様への適合可能性などに左右される。そのため、制度利用を拡大するには、ホスト国・品目・契約類型で実装可能性があるのかも具体的に見極める必要がある。この意味で、アビリティワンの在外展開は、理念の課題であると同時に、供給基盤形成と運用能力形成の課題でもある。

本研究の主な課題は以下の 3 点である。①本研究は公開契約データに基づく記述比較であり、契約形成過程、要求仕様の調整、関係者の判断、現地での具体的運用過程そのものを質的に調査したものではない。②本研究が明らかにしたのは、制度実装の結果として現れた分布であって、その分布を生み出した意思決定過程ではない。③分析対象は日本・韓国・ドイツの 3 か国に限定されており、他の在外米軍拠点や他制度への一般化には慎重である必要がある。

今後の展望としては、まず、調達担当者やアビリティワン関係者への聞き取りを通じて、なぜ特定国や特定事務所で制度利用が継続し、他方で別の国では限定的にとどまるのかを、意思決定の観点から検討する必要がある。次に、在外米軍以外の海外連邦調達や、他の社会的価値型調達制度との比較を通じて、アビリティワンに固有の特徴と、社会的価値制度一般に共通する制約とを切り分けることが求められる。さいごに、供給主体側の能力、物流条件、ホスト国法制への適

合可能性を含めた供給網分析を進めることで、制度実装の分布を規定する条件をさらに具体的に解明することが期待される。

本研究では、アビリティワンが在外米軍調達において制度として存続する一方で、その実装は限定的かつ偏在的であり、特徴を実装の分布として捉えるべきであることを示した。この結論は、社会的価値を伴う公共調達制度の可能性を否定するものではない。しかし、その実現が制度設計だけで自動的に実現することではないことも示している。

参考文献

- Abzug, R., & Webb, N. J. (1999). Relationships between nonprofit and for-profit organizations: A stakeholder perspective. *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, 28(4), 416–431.
- Acikalin, U. U., Kutlu, M., Palalic, R., & Tas, B. K. O. (2025). Does public procurement promote markets for new technologies? Implications for competition and small firms. *Strategic Change*. Advance online publication. <https://doi.org/10.1002/jsc.70017>
- Alexander, J., Nank, R., & Stivers, C. (1999). Implications of welfare reform: Do nonprofit survival strategies threaten civil society? *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, 28(4), 452–475.
- Arrowsmith, S. (2010). Horizontal Policies in Public Procurement: A Taxonomy. *Journal of Public Procurement*, 10(2), 149–186.
- Bennett, R., & Savani, S. (2011). Surviving mission drift: How charities can turn dependence on government contract funding to their own advantage. *Nonprofit Management and Leadership*, 22(2), 217–231.
- Charnor, I. T., & Quartey, S. H. (2024). Electronic procurement adoption and procurement performance: Does institutional quality matter? *Journal of Public Procurement*, 24(3), 269–292.
- Denny-Smith, G., Williams, M., Loosemore, M., Sunindijo, R. Y., & Piggott, L. (2024). What social value do Indigenous contractors create? *Construction Management and Economics*, 42(1), 16–34. <https://doi.org/10.1080/01446193.2023.2232889>
- DiMaggio, P. J., & Powell, W. W. (1983). The iron cage revisited: Institutional isomorphism and collective rationality in organizational fields. *American Sociological Review*, 48(2), 147–160.
- Dong, Q., & Lu, J. (2021). What type of nonprofit organization is preferred in government contracting in China? *Public Management Review*, 23(10), 1493–1515.
- Feldblum, C. R. (2025). Leveraging the power of federal procurement to increase the employment of people with significant disabilities. *American Journal of Law & Medicine*, 51(3–4), 568–598. <https://doi.org/10.1017/amj.2025.10092>
- Flynn, A., & Davis, P. (2014). Theory in public procurement research. *Journal of Public Procurement*, 14(2), 139–180.
- Genovese, A., Mena, C., Koh, S. C. L., & Evans, A. (2020). An investigation into the design and performance of supply chains for public procurement projects. *Journal of Operations Management*, 66(6), 615–638.
- Gidigah, B. K., Agyekum, K., & Baiden, B. K. (2022). Defining social value in the public procurement process for works. *Engineering, Construction & Architectural Management*, 29(6), 2245–2267. <https://doi.org/10.1108/ECAM-10-2020-0848>
- Gong, T., & Zhou, N. (2015). Corruption and marketization: Formal and informal rules in Chinese public procurement. *Regulation & Governance*, 9(1), 63–76. <https://doi.org/10.1111/rego.12054>
- Hefetz, A., & Warner, M. E. (2012). Contracting or public delivery? The importance of service, market, and management characteristics. *Journal of Public Administration Research and Theory*, 22(2), 289–317.
- Hillman, A. J., Withers, M. C., & Collins, B. J. (2009). Resource dependence theory: A review. *Journal of Management*, 35(6), 1404–1427. <https://doi.org/10.1177/0149206309343469>
- Kim, J., Levere, M., & Magenheimer, E. (2025). Do minimum wage increases induce changes in work behavior for people with disabilities? Evidence from the AbilityOne program. *Labour Economics*, 92, 102663. <https://doi.org/10.1016/j.labeco.2024.102663>
- Liu, J., Guo, S., & Li, Y. (2020). Promoting SMEs-friendly public procurement practice in developing country: The regulation and policy motivator and beyond. *Journal of Public Procurement*, 20(1), 1–27.

- Lonsdale, C., & Le Mesurier, N. (2024). Learning to do good: Developing capabilities to deliver social value from public procurement within English public authorities. *International Journal of Public Sector Management*. Advance online publication. <https://doi.org/10.1108/IJPSM-05-2023-0145>
- Lu, J. (2015). Which nonprofit gets more government funding? Nonprofits' organizational attributes and their receipts of government funding. *Nonprofit Management and Leadership*, 26(2), 229–248.
- Meehan, J., Ludbrook, M. N., & Mason, C. J. (2016). Collaborative public procurement: Institutional explanations of legitimised resistance. *Journal of Purchasing & Supply Management*, 22(3), 160–170. <https://doi.org/10.1016/j.pursup.2016.03.002>
- O'Regan, K., & Oster, S. M. (2002). Does government funding alter nonprofit governance? Evidence from New York City nonprofit contractors. *Journal of Policy Analysis and Management*, 21(3), 359–379.
- Pirvu, D., & Clipici, E. (2016). Social enterprises and the EU's public procurement market. *Voluntas: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations*, 27(4), 1611–1637. <https://doi.org/10.1007/s11266-015-9665-0>
- Rendon, R. G., Snider, K. F., & Rendon, J. M. (2012). Services procurement in the U.S. Department of Defense: A comparative analysis of management practices in Army, Navy, and Air Force. *Defense Acquisition Research Journal*, 19(1), 27–56.
- Selviaridis, K., Luzzini, D., & Mena, C. (2023). How strategic public procurement creates social value: Evidence from UK anchor institutions. *Public Management Review*. Advance online publication. <https://doi.org/10.1080/14719037.2023.2277814>
- Snider, K. F., Halpern, B. H., Rendon, R. G., & Kidalov, M. V. (2013). Corporate social responsibility and public procurement: How supplying government affects managerial orientations. *Journal of Purchasing and Supply Management*, 19(1), 63–72. <https://doi.org/10.1016/j.pursup.2013.01.001>
- Troje, D., & Gluch, P. (2020). Beyond policies and social washing: How social procurement unfolds in practice. *Sustainability*, 12, 4956. <https://doi.org/10.3390/su12124956>
- 辻本昌弘 [2025] 「事例研究における事例の選択について」『実験社会心理学研究』Vol.64 No.2、70–83 頁。
- 和田茂憲 [2024] 「米国公共調達が日本の地域に与える社会的価値に関する研究」『地域経営学研究』Vol.6 No.1、42–64 頁。
- 和田茂憲 [2025a] 「在日米軍による公共調達の軍種別傾向と地域企業受注の実態—USAspending を用いた比較分析—」『地域経営学研究』Vol.7 No.1、47–67 頁。
- 和田茂憲 [2025b] 「在日米軍公共調達にみる競争性の実証分析：品目・規模・地域が応札者数に与える影響」『地域経営学研究』Vol.7 No.2、63–78 頁。
- Witesman, E. M., & Fernandez, S. (2012). Government contracts with private organizations: Are there differences between nonprofits and for-profits? *Public Performance & Management Review*, 35(4), 689–715.
- Zucker, L. G. (1987). Institutional theories of organization. *Annual Review of Sociology*, 13, 443–464.